

鹿児島県公報

平成22年3月30日(火) 第2585号の22



鹿児島県

発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日(毎週火、金)
定価 送料共1箇月2,650円

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

規則

- | | |
|----------------------------|------------|
| ○建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則(※) | (建築課取扱い) 1 |
| ○鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則(※) | (会計課取扱い) 1 |
| ○鹿児島県会計規則の一部を改正する規則(※) | (会計課取扱い) 6 |

告示

- | | |
|--------------------------------|------------|
| ○建築主事の所轄区域及び建築確認区分の指定の一部改正(※) | (建築課取扱い) 9 |
| ○鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱(※) | (会計課取扱い) 9 |

規則

建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第31号

建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則

建築計画概要書等閲覧規則(昭和46年鹿児島県規則第17号)の一部を次のように改正する。
第1条中「建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書」を「処分等概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書」に改める。

第2条第2項中「及び地域振興局建設部の支所(鹿児島地域振興局建設部鹿児島港支所、北薩地域振興局建設部飯島支所及び大隅地域振興局建設部志布志港支所を除く。)」を「、北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関及び姶良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関」に改める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第32号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則(昭和39年鹿児島県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

行政書士試験手数料

を

保育士試験関係証明交付手数料
行政書士試験手数料
貸金業者登録申請手数料
貸金業者登録更新申請手数料

に、

別表第1環 境部の表	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料 一般廃棄物処理施設設置変更許可申請手数料	」を
別表第1環 境林務部の 表	生産事業者登録手数料 生産事業者講習手数料 生産事業者登録証書換え交付手数料 生産事業者登録証再交付手数料 種苗証明申請手数料 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料 一般廃棄物処理施設設置変更許可申請手数料	に、
別表第1保 健福祉部の 表	破碎業事業範囲変更許可申請手数料 保育士試験関係証明交付手数料 飲食店営業等許可申請手数料 理容所構造設備検査手数料 栄養士免許手数料	」を
別表第1保 健福祉部の 表	破碎業事業範囲変更許可申請手数料 狩猟免許申請手数料 狩猟免状再交付手数料 狩猟免許更新申請手数料 狩猟者登録手数料 狩猟者登録変更手数料 狩猟者登録証再交付手数料 狩猟者記章再交付手数料	に、
別表第1商 工労働部の 表	飲食店営業等許可申請手数料 理容所構造設備検査手数料 栄養士免許手数料	」
別表第1商 工労働部の 表	検定手数料 特殊容器製造者指定手数料 特定計量器定期検査手数料 車両等装置用計量器装置検査手数料 届出製造事業者指定検査手数料 基準器検査手数料 計量証明事業登録手数料 計量証明事業者登録証訂正手数料 計量証明事業者登録証再交付手数料 計量証明事業者登録簿謄本交付又は閲覧の手数料 計量証明検査手数料 適正計量管理事業所指定申請手数料 適正計量管理事業所指定検査手数料 証明手数料 貸金業者登録申請手数料 貸金業者登録更新申請手数料 採石業者登録申請手数料 採石業務管理者認定申請手数料 採石業務管理者試験手数料 岩石採取計画認可申請手数料	

岩石採取計画変更認可申請手数料
 電気工事士免状交付手数料
 電気工事士免状再交付手数料
 電気工事士免状書換え手数料
 砂利採取業者登録申請手数料
 砂利採取業務主任者認定申請手数料
 砂利採取業務主任者試験手数料
 砂利採取計画認可申請手数料
 砂利採取計画変更認可申請手数料
 電気工事業者登録申請手数料
 電気工事業者更新登録申請手数料
 電気工事業者登録証訂正手数料
 電気工事業者登録証再交付手数料
 電気工事業者登録簿謄本交付手数料
 電気工事業者登録簿閲覧手数料
 旅行業等登録申請手数料
 旅行業更新登録申請手数料
 旅行業変更登録申請手数料
 通訳案内士登録手数料
 通訳案内士登録証訂正手数料
 通訳案内士登録証再交付手数料
 職業訓練指導員免許申請手数料
 職業訓練指導員免許証再交付手数料
 職業訓練指導員試験手数料
 技能検定合格証書再交付手数料
 一般旅券発給手数料
 一般旅券渡航先追加手数料
 一般旅券記載事項訂正手数料
 一般旅券査証欄増補手数料

を

別表第1商工労働水産部の表	通訳案内士登録手数料 通訳案内士登録証訂正手数料 通訳案内士登録証再交付手数料 漁業権免許申請手数料 漁業権共有認可申請手数料 漁業権分割又は変更の免許申請手数料 定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料 定置漁業権又は区画漁業権の移転認可申請手数料 休業中の漁業許可申請手数料 5トン以上の漁船の漁業許可申請手数料 5トン以上の漁船の漁業許可変更許可申請手数料 漁船登録申請手数料 漁船登録票再交付手数料 漁船及び登録票の検認手数料 漁船変更登録申請手数料 漁船登録謄本交付手数料 採石業者登録申請手数料 採石業務管理者認定申請手数料 採石業務管理者試験手数料
---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

岩石採取計画認可申請手数料
岩石採取計画変更認可申請手数料
一般旅券発給手数料
一般旅券渡航先追加手数料
一般旅券記載事項訂正手数料
一般旅券査証欄増補手数料
旅行業等登録申請手数料
旅行業更新登録申請手数料
旅行業変更登録申請手数料
輸出水産物製造事業場登録申請手数料
電気工事士免状交付手数料
電気工事士免状再交付手数料
電気工事士免状書換え手数料
砂利採取業者登録申請手数料
砂利採取業務主任者認定申請手数料
砂利採取業務主任者試験手数料
砂利採取計画認可申請手数料
砂利採取計画変更認可申請手数料
職業訓練指導員免許申請手数料
職業訓練指導員免許証再交付手数料
職業訓練指導員試験手数料
技能検定合格証書再交付手数料
電気工事業者登録申請手数料
電気工事業者更新登録申請手数料
電気工事業者登録証訂正手数料
電気工事業者登録証再交付手数料
電気工事業者登録簿謄本交付手数料
電気工事業者登録簿閲覧手数料
遊漁船業登録申請手数料
遊漁船業登録更新申請手数料
遊漁船業務主任者講習手数料
検定手数料
特殊容器製造者指定手数料
特定計量器定期検査手数料
車両等装置用計量器装置検査手数料
届出製造事業者指定検査手数料
基準器検査手数料
計量証明事業登録手数料
計量証明事業者登録証訂正手数料
計量証明事業者登録証再交付手数料
計量証明事業者登録簿謄本交付又は閲覧の手数料
計量証明検査手数料
適正計量管理事業所指定申請手数料
適正計量管理事業所指定検査手数料
証明手数料
免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料
漁場図の謄本又は抄本の交付手数料
免許漁業原簿等閲覧手数料
小型漁船総トン数測度手数料

に、

「

肥料等定量分析手数料	
狩猟免許申請手数料	
狩猟免状再交付手数料	
狩猟免許更新申請手数料	
狩猟者登録手数料	
狩猟者登録変更手数料	
狩猟者登録証再交付手数料	
狩猟者記章再交付手数料	
漁業権免許申請手数料	
漁業権共有認可申請手数料	
漁業権分割又は変更の免許申請手数料	
定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料	
定置漁業権又は区画漁業権の移転認可申請手数料	
休業中の漁業許可申請手数料	
5トン以上の漁船の漁業許可申請手数料	
5トン以上の漁船の漁業許可変更許可申請手数料	
漁船登録申請手数料	
漁船登録票再交付手数料	
漁船及び登録票の検認手数料	
漁船変更登録申請手数料	
漁船登録謄本交付手数料	
輸出水産物製造事業場登録申請手数料	
生産事業者登録手数料	
生産事業者講習手数料	
生産事業者登録証書換え交付手数料	
生産事業者登録証再交付手数料	
種苗証明申請手数料	
免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料	
漁場図の謄本又は抄本の交付手数料	
免許漁業原簿等閲覧手数料	
小型漁船総トン数測度手数料	
遊漁船業登録申請手数料	
遊漁船業登録更新申請手数料	
遊漁船業務主任者講習手数料	

」

「

肥料等定量分析手数料	
輸出畜産物証明手数料	

」

「

開発許可を受けない市街化調整区域内の土地の建築等許可申請手数料	
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地の既存宅地確認申請手数料	

」

「

開発許可を受けない市街化調整区域内の土地の建築等許可申請手数料	
開発登録簿の写し交付手数料	

」

「開発登録簿の写し交付手数料
開発行為又は建築に関する証明書等交付手数料」に改める。

別表第2始良・伊佐地域振興局の項中「総務企画課」の次に「又は保健福祉環境部健康企画課」を加え、「保健福祉環境部健康企画課の庶務を担当する主幹、保健福祉環境部大口支所」を「及び保健福祉環境部大口支所」に改め、「及び建設部湧水支所の支所長補佐」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第33号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改める。

第2条第4号中「規定する課」の次に「（知事公室にあつては、人事課）」を加え、「教育委員会事務局総務課」を「教育委員会事務局総務福利課」に改め、同条第5号中「部局」を「部等」に改める。

第8条第1項の表税出納員（次項の税出納員を除く。）の項中「（次項の税出納員を除く。）」を削り、同表税出納員（大隅地域振興局総務企画部県税課曾於総務分室の税出納員に限る。）の項を削る。

第28条第3号中「請求書」の次に「、納品書」を加える。

第111条第2号中「写し」の次に「、納品書」を加え、「及び別表第5」を「、別表第5」に改め、「掲げる書類」の次に「及びこれらに附帯する書類」を加え、同条第3号中「保管有価証券預入書」を「保管有価証券預入れ書」に改める。

別表第1本庁の表環境企画課の項を次のように改める。

環境林務課	収入出納員（特別会計に係る事務及び物品に係る事務を除く。）	経理事務を担当する係長
	収入出納員 物品出納員	特別会計に係る事務を担当する係長 庶務を担当する係長

別表第1本庁の表商工政策課の項を次のように改める。

商工政策課	収入出納員（物品に係る事務を除く。）	経理事務を担当する係長
	物品出納員	庶務を担当する係長

別表第1本庁の表雇用労政課の項の次に次のように加える。

水産振興課	収入出納員	特別会計に係る事務を担当する係長
	物品出納員	庶務を担当する係長
第二制海	物品出納員	
おおすみ	物品出納員	

別表第1本庁の表林務水産課の項を削る。

別表第1収支かいの表鹿児島地域振興局の項中「若しくは日置支所」を削り、「総務企画部自動車税課」を「及び総務企画部自動車税課」に改め、「及び建設部鹿児島港支所の庶務を担当する参事」を削り、同表南薩地域振興局の項中「地域保健福祉課」を「健康企画課」に改め、「若しくは指宿支所」及び「保健福祉環境部健康企画課の庶務を担当する主幹」を削り、同表北薩地域振興局の項中「総務企画課」の次に「、保健福祉環境部健康企画課」を加え、「農林水産総務課若しくは出水支所」を「農林水産総務課」に、「出水支所の庶務」を「北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関の庶務」に改め、「保健福祉環境部健康企画課

の庶務を担当する主幹」を削り、同表始良・伊佐地域振興局の項中「総務企画課」の次に「、保健福祉環境部健康企画課」を加え、「農林水産総務課若しくは大口支所」を「農林水産総務課」に、「建設総務課若しくは大口支所」を「建設総務課若しくは始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関」に、「、保健福祉環境部健康企画課の庶務を担当する主幹、保健福祉環境部大口支所」を「及び保健福祉環境部大口支所」に改め、「及び建設部湧水支所の支所長補佐」を削り、同表大隅地域振興局の項中「若しくは曾於支所」を「若しくは曾於畠地かんがい農業推進センター」に改め、「、曾於支所若しくは志布志港支所」を削り、「及び保健福祉環境部」を「、保健福祉環境部」に改め、「支所長代理」の次に「及び大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在機関の庶務を担当する主幹」を加え、同表熊毛支庁の項中「又は農林水産部農政普及課」を「、農林水産部農政普及課又は建設部建設課」に改め、「及び建設部建設課の庶務を担当する主幹」を削り、同表大島支庁の項中「若しくは地域保健福祉課」を削り、「課長」の次に「及び大島支庁総務企画部県税課徳之島町駐在機関の県税徵収対策官」を加え、同表環境保健センターの項の次に次のように加える。

森林技術総合センター	出納員	庶務を担当する部長
------------	-----	-----------

別表第1 収支かいの表児童総合相談センターの項中「児童総合相談センター」を「こども総合療育センター」に改め、同項の次に次のように加える。

中央児童相談所	出納員	庶務を担当する課長
---------	-----	-----------

別表第1 収支かいの表工業技術センターの項を次のように改める。

工業技術センター	出納員	庶務を担当する課長
工業技術センター 大島紬部	収入出納員	部長

別表第1 収支かいの表大島紬技術指導センターの項を削り、同表鹿児島障害者職業能力開発校の項の次に次のように加える。

水産技術開発センター	出納員	庶務を担当する部長
------------	-----	-----------

別表第1 収支かいの表森林技術総合センターの項、水産技術開発センターの項、鹿児島教育事務所日置支所の項、南薩教育事務所揖宿支所の項、北薩教育事務所出水支所の項、始良・伊佐教育事務所伊佐支所の項、大隅教育事務所曾於支所の項及び保健看護学校の項を削り、同表鹿児島水産高等学校の項を次のように改める。

鹿児島水産高等学校	出納員	事務長
薩摩青雲丸	物品出納員	船長
拓青	物品出納員	船長

別表第1 収支かいの表栗野工業高等学校の項、牧園高等学校の項、中種子高等学校の項及び南種子高等学校の項を削る。

別表第1 収入出納員を設置するかい以外の出先機関の表を削る。

別表第1 物品出納員を設置するかい以外の出先機関の表中央児童相談所の項、制海の項、第二制海の項、薩摩青雲丸の項及び拓青の項を削る。

別表第2 中	「消防学校	」「歴史資料センター黎明館
	歴史資料センター黎明館	環境保健センター
	環境保健センター	森林技術総合センター
	工業技術センター	工業技術センター
	大島紬技術指導センター	高等技術専門校
	高等技術専門校	鹿児島障害者職業能力開発校
	鹿児島障害者職業能力開発校」	水産技術開発センター」

「大口育成牧場
森林技術総合センター を 「大口育成牧場
水産技術開発センター」 に改める。

別表第3 大島支庁（保健福祉環境部地域保健福祉課）の項中「地域保健福祉課」を「健康企画課」に改め、同表児童総合相談センターの項中「児童総合相談センター」を「中央児童相談所」に改め、「中央児童相談所」を削る。

別表第4大島支庁(保健福祉環境部地域保健福祉課)の項中「地域保健福祉課」を「健康企画課」に改める。

別表第5の8の項中「(6) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書」を

「(6) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書」に改め、同表10の項中「(1) 請求書」を
「(7) 納品書」に改める。

「(1) 請求書」に改め、同表11の項中「(6) 会議等開催通知文の写し」を
「(2) 納品書」に改める。

「(6) 会議等開催通知文の写し」に、「(9) 契約書又は請書」を
「(7) 納品書」に、「(10) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書」に改める。

「(9) 契約書又は請書」

「(10) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書」に、「(4) 会議等開催通知文の写し」を

「(11) 納品書」に改める。

「(4) 会議等開催通知文の写し」に、「(5) 納品書」に改める。

「

同上	(1) 請求書
----	---------

」を

「

同上	(1) 請求書
	(2) 納品書

」に改め、同表12の項中「(13) 課税事業

者届出書又は免税事業者届出書」を「(13) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書」に改め、
「(14) 納品書」に改める。

同表14の項中「(3) 会議等開催通知文の写し」を「(3) 会議等開催通知文の写し」に改め、同
「(4) 納品書」に改める。

表16の項中「(2) 執行伺」を「(2) 執行伺」に改め、同表18の項中「(4) 課税事業者届出書又
は免税事業者届出書」を「(4) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書」に改め、同表20の項
「(5) 納品書」に改める。

中「(13) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書」を

「(13) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書」に改める。
「(14) 納品書」

「(12) 領収証」 「(12) 納品書」
別表第6支出の部の表共通の項中「(13) 債権譲渡承諾書」を「(13) 領収証」に改め
「(14) 委任状」 「(14) 債権譲渡承諾書」に改め
「(15) 委任状」 「(15) 委任状」

る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、改正前の鹿児島県会計規則第3条の規定により次の表の左欄に掲げる収支かいの長に委任した事務のうち、平成21年度の予算に係る支出に関する事務であってこの規則の施行の日前に執行されなかったものの執行については、改正後の鹿児島県会計規則第3条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる収支かいの長に委任したものとする。

左 欄	右 欄
児童総合相談センター	中央児童相談所
大島紬技術指導センター	工業技術センター
鹿児島教育事務所日置支所	鹿児島教育事務所
南薩教育事務所揖宿支所	南薩教育事務所

北薩教育事務所出水支所	北薩教育事務所
姶良・伊佐教育事務所伊佐支所	姶良・伊佐教育事務所
大隅教育事務所曾於支所	大隅教育事務所
栗野工業高等学校	霧島高等学校
牧園高等学校	
中種子高等学校	種子島中央高等学校
南種子高等学校	

告示

鹿児島県告示第402号

平成19年3月30日鹿児島県告示第643号（建築主事の所轄区域及び建築確認区分の指定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表鹿児島地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事の項中「鹿児島郡」を「日置市 いちき串木野市 鹿児島郡」に改め、同表鹿児島地域振興局建設部日置支所に置く建築主事の項を削り、同表南薩地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事の項中「枕崎市」を「枕崎市 指宿市」に改め、同表南薩地域振興局建設部指宿支所に置く建築主事の項を削り、同表北薩地域振興局建設部出水支所に置く建築主事の項中「北薩地域振興局建設部出水支所」を「北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関」に改め、同表姶良・伊佐地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事の項中、「(平成17年11月6日現在における横川町及び牧園町の区域を除く。)を削り、「姶良市」を「姶良市 姐良郡」に改め、同表姶良・伊佐地域振興局建設部大口支所に置く建築主事の項中、「姶良・伊佐地域振興局建設部大口支所」を「姶良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関」に改め、同表姶良・伊佐地域振興局建設部湧水支所に置く建築主事の項を削り、同表大隅地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事の項中「垂水市」を「垂水市 曽於市 志布志市 曽於郡」に改め、同表大隅地域振興局建設部曾於支所に置く建築主事の項を削り、同表熊毛支庁建設部建設課に置く建築主事の項中

「

同上	同上
----	----

」を「

建築物で階数が 3以下のもの	令第138条第1項 及び第3項の工 作物
-------------------	----------------------------

」に

改める。

鹿児島県告示第403号

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成22年3月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第584号）の一部を次のように改正する。

本則中「大隅地域振興局総務企画部県税課曾於総務分室」の次に「及び大島支庁総務企画部県税課徳之島町駐在機関」を加える。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。